

令和5年12月26日

# お知らせ

課名	くらし安全安心課
担当	中本・澁澤
内線	2889・2892
直通	226-7346

## 「特定商取引に関する法律」に基づく行政処分について

岡山県は、岡南住宅工社こと村上和雄（以下「同人」という。）に対し、令和5年12月25日付けで特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく行政処分（指示）を行いましたので、同条第2項の規定に基づき公表します。

### 記

#### 1 事業者の概要

- 氏名 岡南住宅工社こと村上和雄（むらかみ かずお）（48歳）
- 住所 岡山市南区浜野
- 取引行為 排水管高圧洗浄・床下害虫消毒等の役務提供の訪問販売

#### 2 取引の概要

同人は、消費者宅を訪問し、排水管高圧洗浄・床下害虫消毒等の役務提供（以下「本件役務提供」という。）の契約締結について勧誘し、当該消費者宅で契約を締結するなどの訪問販売を行っていた。

#### 3 処分（指示）の内容

今回の違反行為について、その改善計画を令和6年1月25日までに岡山県知事に文書で報告すること。

#### 4 処分の原因となる事実

同人は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認められた。

##### （1）氏名等の不明示

同人は、本件役務提供の契約締結について勧誘を行う際に、その勧誘に先立っ

て、氏名、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び役務の種類を明らかにしていなかった。

これは、旧法第3条及び法第3条の規定に違反する。

(2) 契約書面の交付義務違反（記載不備）

同人は、本件役務提供の契約を締結した際、当該契約の内容を明らかにする書面を役務の提供を受ける者に交付していたが、当該書面には、役務の種類、契約の解除に関する事項の一部を記載していなかった。

これは、旧法第5条第1項及び法第5条第1項の規定に違反する。

(3) 契約書面の交付義務違反（記載不備）

同人は、本件役務提供の契約を締結した際、本件役務を提供し、本件役務の代価の全部を受領したとき、本件役務の提供を受けた者に、直ちに交付することが義務付けられている本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には契約の解除に関する事項の一部を記載していなかった。

これは、旧法第5条第2項及び法第5条第2項の規定に違反する。

注) 旧法とは、改正前の特定商取引に関する法律のことであり、本件は行為日によって適用する法が新旧で異なっている。

## 5 取引事例

### 事例1

令和2年10月頃、浅口市内の消費者A宅を突然訪問し、岡南住宅工社の従業員Zは代表者の氏名を告げることなく「排水管の点検に回っている、マンホールを見せてくれませんか」等と告げたのみで、勧誘目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにすることなくマンホールを点検した後、排水管高圧洗浄の契約締結について勧誘を行いその場で契約を締結した。同日洗浄を完了させ代金を全額受領しているが、交付していた本契約の内容を明らかにする書面にはクーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。

同日、排水管高圧洗浄を行った岡南住宅工社の代表者村上和雄は、「高圧洗浄したので床下に水漏れや管に壊れたところがないか明日確認させて下さい」等と告げたのみで、勧誘目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにすることなく翌日床下を確認し、「水廻りは大丈夫ですが基礎のコンクリートに多数ひびが入っていてこのままだと地震などで家が倒れますよ、補強材を塗布する工事をしたほうがいい」等と告げて、床下補強の契約締結について勧誘を行いその場で契約を締結し、同日交付した本契約の内容を明らかにする書面には床下補強材としか記載しておらず、クーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。

### 事例2

令和2年12月頃、岡山市内のB宅を突然訪問した際に、岡南住宅工社の従業員Zは代表者の氏名を告げることなく「排水管の点検に回っている、排水マスの清掃をしましょうか」等と勧誘を行いその場で契約を締結した。同日洗浄を完了させ代金を全額受領しているが、交付していた本契約の内容を明らかにする書面にはクーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。

同日、排水管高圧洗浄を行った後に岡南住宅工社の代表者村上和雄は、「高圧洗浄したので後日、排水管やマスの状態の点検をさせて欲しい」等と告げたのみで、勧誘目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにすることなく後日床下を確認し、「床下の支柱も白蟻でやられているこのままでは家が危ない、急いで白蟻駆除をしてから床下の支柱も補強しましょう」等と告げて、床下害虫消毒、床下補強の契約締結について勧誘を行いその場で契約を締結した。同日交付した契約の内容を明らかにする書面には床下害虫消毒一式、床下補強一式としか記載しておらず、クーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。

### 事例3

令和4年9月頃、倉敷市内の消費者C宅を突然訪問した際に、岡南住宅工社の代表者村上和雄は氏名を告げるところ名字のみしか告げず、排水管洗浄の勧誘を行い、代金の請求と作成した契約書の署名を求め、その場で代金全額を受領し署名を受け契約を締結しているが、交付した本契約の内容を明らかにする書面にはクーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。

翌日、突然訪問した際には、「床下を見せて下さい、どこから入るのですか」等と勧誘目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにすることなく床下を確認し、床下害虫消毒の後、代金の請求と作成した契約書の署名を求め、その場で署名を受け契約を締結し、同日交付した本契約の内容を明らかにする書面にはクーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。

### 事例4

令和5年10月頃、倉敷市内の消費者D宅を突然訪問した際に、岡南住宅工社の代表者村上和雄は氏名を告げることなく「下水管の掃除をしているものです、下水の掃除をしませんか」等と勧誘を行いその場で契約を締結し、交付していた本契約の内容を明らかにする書面にはクーリング・オフに関する事項の一部を記載していなかった。